

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年10月2日

金 曜 日

第 3965 号

## 目 次

### 告 示

○指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施	1
○指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地の変更	5
○指定障害児通所支援事業者の指定	
○換地処分	6
○道路の区域変更	

### 公 告

○県営土地改良事業の工事の完了	7
○土地改良事業の工事の完了	
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	8

### 正 誤

○平成27年3月24日付け号外富山県人事委員会規則第 499号	12
---------------------------------	----

## 告 示

### 富山県告示第388号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
  - (1) 名称 一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
  - (2) 住所 東京都港区西新橋一丁目15番5号
- 2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目15番5号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月16日

(建築住宅課)

## 富山県告示第389号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- (2) 住所 東京都新宿区百人町二丁目16番15号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区百人町二丁目16番15号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

(1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物

(2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物

(3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月16日

(建築住宅課)

## 富山県告示第390号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

(1) 名称 一般財団法人ベターリビング

(2) 住所 東京都千代田区富士見二丁目7番2号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区富士見二丁目7番2号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月24日

(建築住宅課)

富山県告示第391号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、同法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 日本建築検査協会株式会社
- (2) 住所 東京都中央区日本橋三丁目13番11号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目13番11号

#### 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物

#### 5 業務の開始の日

平成27年9月24日

(建築住宅課)

### 富山県告示第392号

指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所及び業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年10月2日

富山県知事 石井 隆 一

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の住所及び業務を行う事務所の所在地	変更前の住所及び業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	平成27年9月28日

(建築住宅課)

### 富山県告示第393号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	平成27年 10月 1 日	1650100264	株式会社オレンジ	富山市四ツ葉町22番23号	オレンジ2	富山市綾田町1丁目34番5号

#### 富山県告示第394号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成27年 9 月 28 日 県営農地整備事業江尻地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県告示第395号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月 2 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 359号	砺波市芹谷字越野山12番7 から 砺波市太田 998番2經由 砺波市久泉1031番まで	変更前	A	最大 46.0 最小 6.0	5300.3	砺波土木 センター
	砺波市頼成1082番から 砺波市久泉 134番2まで		B	最大 63.0 最小 24.6	2142.0	
	砺波市芹谷字越野山12番7 から 砺波市太田 998番2經由 砺波市久泉1031番まで	変更後	A	最大 46.0 最小 6.0	5300.3	
	砺波市芹谷字越野山12番1 から 砺波市頼成 133番1 經由 砺波市久泉 134番2まで		C ・ B	最大 63.0 最小 18.6	3664.8	

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**県営土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
島尾	ため池等整備事業	平成27年 7 月 1 日
江尻	農業生産法人等育成緊急整備事業（ほ場整備型）	平成26年12月 3 日

**土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 2 項の規定により公告する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
小矢部市土地改良区	同左	二番割	団体営基盤整備促進事業 (農業用排水施設)	平成27年 3 月20日
黒河土地改良区	同左	黒河西	団体営基盤整備促進事業 (農業用排水施設)	平成27年 3 月20日

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成27年10月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
複合化成形サーボプレス機 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成28年 2 月29日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格



の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課用度管理係  
電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年10月2日から同年11月5日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年10月16日 午後1時30分  
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成27年11月12日 午後 5 時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成27年11月30日 午後 1 時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Servo press machine for complex material forming, 1 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on November 12, 2015
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成27年3月24日付け号外富山県人事委員会規則第 499号「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
2	上から10	公立学校法人	公立大学法人